

議案第 1 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年東村山市条例第 12 号）の一部を別紙のとおり改正することに議決を得たい。

説明 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）の公布等に伴い、本案を提出するものであります。

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東村山市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会委員の項中

「

教育委員会 委員	委員長	円	円
		—	107,400
	委員	円	円
		—	89,600

を

」

「

教育委員会委員	円	円
	—	89,600

に改め、同

」

表介護保険運営協議会委員の項中「介護保険運営協議会委員」を「地域包括ケア推進協議会委員」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育長がある場合は、当該在職する教育長の任期中に限り、この条例による改正後の別表第1教育委員会委員の項の規定は適用せず、この条例による改正前の別表第1

教育委員会委員の項の規定は、なおその効力を有する。

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

新 旧 対 照 表

凡例 _____改正箇所

新 条 例

別表第1（第1条、第3条）

区分	報酬		鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
	日額	月額			
教育委員会委員	円 —	円 89,600	議会の議員の例による。	15,000円	1,500円
(略)					
地域包括ケア推進協議会委員	会長 11,500	—			
	委員 10,200	—			
(略)					
備考 (略)					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により在職する教育長がある場合は、当該在職する教育長の任期中に限り、この条例による改正後の別表第1教育委員会委員の項の規定は適用せず、この条例による改正前の別表第1教育委員会委員の項の規定は、なおその効力を有する。

旧 条 例

別表第1（第1条、第3条）

区分	報酬		鉄道賃・船賃・航空賃・車賃	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）		
	日額	月額					
教育委員会委員	委員長	円 —	107,400	(同左)	(同左)		
	委員	円 —				89,600	
(略)							
介護保険運営協議会委員	会長	11,500	—				
	委員	10,200	—				
(略)							
備考 (略)							